

## Japan Tax Newsletter

デロイトトーマツ税理士法人

2020年4月16日号

### 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う法人税基本通達等の改正

#### 1. はじめに

令和2年4月13日、新型コロナウイルス感染症(以下「本感染症」)の感染拡大に伴う法人税基本通達、連結納税基本通達、及び租税特別措置法基本通達の一部改正<sup>1</sup>が公表された。

これは、従来から用意されている災害時の取引先等の復旧支援のための費用・損失に関する通達について、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定の適用を受ける新型インフルエンザ等(本感染症を含む。以下「本感染症等」)の発生に伴う場合にも同様に取り扱われること、すなわち、その免除・支援したことによる損失の額が、基本的に寄附金、交際費等には該当せず通常の損金になることが明らかにされたものである。

#### 2. 改正の内容

##### (1) 改正内容

具体的には、以下の通達について、本感染症等による場合も同様に扱う旨の文言が追加され、災害による支援等に係る取扱いと同様に取り扱うこととされた。

- 災害の場合の取引先に対する売掛債権等の免除等(法基通 9-4-6 の 2、連基通 8-4-11 改正)
- 災害の場合の取引先に対する低利又は無利息による融資(法基通 9-4-6 の 3、連基通 8-4-12 改正)
- 災害の場合の取引先に対する売掛債権の免除等(措通 61 の 4(1)-10 の 2、68 の 66(1)-11 改正)
- 取引先に対する災害見舞金等(措通 61 の 4(1)-10 の 3、68 の 66(1)-12 改正)
- 下請企業の従業員等のために支出する費用(措通 61 の 4(1)-18、68 の 66(1)-21 改正)

##### (2) 対象となる場合

これらの通達で災害による支援等と同様に取り扱うこととされたのは、本感染症等が発生し、入国制限又は外出自粛の要請など自己の責めに帰すことのできない事情が生じたことにより、売上の減少等に伴い資金繰りが困難となった取引先に対する支援として、債権の免除、取引条件の変更を行った場合、又はそれらの取引先又はその従業員等に対し見舞金等を支出した場合とされている(詳細は各通達を参照のこと)。

##### (3) 取扱い

これらの免除・支援したことによる損失の額は、寄附金、交際費等に該当しないことが明らかにされている。すなわち、寄附金・交際費等以外の損失の額として、他の損金不算入等の規定に該当しなければ、基本的には損金算入される結果となる。

#### 3. 実務上の対応

詳細については、通達本文をご参照いただき、具体的事例を検討する必要がある。これらの通達の要件を満たし適用対象になるかどうか、その他の取扱いで損金算入できなくなることはないかどうか等を検討することになると考えられる。

(東京事務所 大野 久子)

本ニュースレターは2020年4月13日時点の情報に基づいて執筆しています。

1 令和2年4月13日付課法2-10ほか2課共同 [法人税基本通達等の一部改正について\(法令解釈通達\)](#)(国税庁ウェブサイト)

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan)

## 問い合わせ

### デロイトトーマツ税理士法人

#### 東京事務所

所在地 〒100-8362 東京都千代田区丸の内 3-2-3  
丸の内二重橋ビルディング

Tel 03-6213-3800(代)

#### 大阪事務所

所在地 〒541-0042 大阪府大阪市中央区今橋 4-1-1  
淀屋橋三井ビルディング 5 階

Tel 06-4560-8000(代)

#### 名古屋事務所

所在地 〒450-8503 愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1  
JP タワー名古屋 37 階

Tel 052-565-5533(代)

email [tax.cs@tohatsu.co.jp](mailto:tax.cs@tohatsu.co.jp)

会社概要 [www.deloitte.com/jp/tax](http://www.deloitte.com/jp/tax)

税務サービス [www.deloitte.com/jp/tax-services](http://www.deloitte.com/jp/tax-services)

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイトトーマツ合同会社並びにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツコーポレートソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約40都市に1万名以上の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、デロイトトウシュトーマツリミテッド("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人のひとつまたは複数指します。DTTL(または"Deloitte Global")ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける100を超える都市(オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む)にてサービスを提供しています。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイトトウシュトーマツリミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイトトーマツ税理士法人を含む)がこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of  
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**

© 2020. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001